

R D 最終処分場問題解決に向けた
一次対策工事の実施にあたっての協定書

RD最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施 にあたっての協定書

RD最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施にあたり、滋賀県知事(以下「甲」という。)とRD問題周辺自治会連絡会(以下「乙」という。)は、平成22年8月5日に取り交わした「RD事案解決に向けての覚書」(以下「覚書」という。)第1条で遵守するとしている「RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」3の項を踏まえ、以下のとおり協定を締結する。

- 1 旧RD最終処分場における支障除去対策および支障の恐れ除去対策は、一次対策工事とそれ以降の対策工事に区分して実施する。
- 2 甲は、図に示す掘削範囲を、一次対策工事における掘削の基本区域(以下「一次対策工事掘削区域」という。)とする。
- 3 一次対策工事において掘削して場外に搬出するものは、これまでの調査により確認されたドラム缶、医療系廃棄物、特別管理産業廃棄物相当の廃棄物、それらによって汚染された土砂等(以下「場外搬出対象物」という。)とする。
- 4 甲は、情報公開に積極的に取り組むこととし、一次対策工事实施期間中、一次対策工事に係る進捗状況、調査結果等の情報を適宜公表するとともに、一次対策工事の現場を適宜公開する機会を設けるものとする。
- 5 一次対策工事掘削区域を掘削した後に、掘削場所の底面または側面において掘削面に露出している場外搬出対象物があるときは、当該場外搬出対象物も一次対策工事において場外に搬出する。ただし、除去にあたり地下水汚染の拡散のおそれがある、あるいは除去のための工事に長期を要することとなると県と住民双方が認めたものについては、一次対策工事ではなくそれ以降の対策工事において場外に搬出する。
- 6 3または5の規定により一次対策工事において場外に搬出されるもの以外の掘削物については、旧RD最終処分場のその後の対策工事において適正に処理することとし、それまでの間は場内で適正に管理する。
- 7 一次対策工事掘削区域掘削後の底面については、場外搬出対象物が存すると疑われる場合にはその後の対策工事において掘削する。
- 8 東側焼却炉跡の基礎コンクリート下の部分についても、当該基礎コンクリートを撤去

した上で、場外搬出対象物が存すると疑われる場合にはその後の対策工事において掘削する。

- 9 一次対策工事の実施に当たっては、掘削等によって新たに生活環境保全上の支障が生じることのないよう、適切な汚染拡散防止対策や臭気対策を講じる。
- 10 一次対策工事終了後の旧RD最終処分場の対策工事の実施については、引き続き、甲乙協議を行うものとする。
- 11 前各項の詳細について必要があるときは、別途甲乙が誠意をもって協議を行うものとする。
- 12 本協定を締結した証として本協定書を計7通作成し、甲1通乙を構成する自治会各1通これを保有するものとする。

平成23年11月14日

甲 滋賀県知事

嘉田由紀子

乙 RD問題周辺自治会連絡会

滋賀県栗東市 赤坂自治会

会長

小野自治会

会長

上向自治会

会長

中浮気団地自治会

会長

日吉が丘自治会

会長

栗東ニューハイツ自治会 会長

③-1 特管相当物(医療系廃棄物)
ケ-3

③-2 ドラム缶等
EM探査、ボーリング調査、試掘調査より (深度5m)

② ドラム缶等
EM探査より
(深度5m)

① 特管相当物(VOC)
ケ-5 (深度3m)

④ ドラム缶等
EM探査より
(深度5m)

